

「令和元年台風第19号災害静岡県義援金」募集要綱

社会福祉法人静岡県共同募金会

1 趣旨

令和元年10月12日に伊豆半島に上陸した台風第19号の記録的な大雨により、伊豆の国市及び函南町に災害救助法が適用されるなど、静岡県内各地において甚大な被害が発生しました。

これを受けて静岡県共同募金会（以下「本会」という。）では、静岡県及び日本赤十字社静岡県支部と調整の上、この災害により静岡県内で被災された方々を支援することを目的に義援金を募集します。

2 義援金の名称

令和元年台風第19号災害静岡県義援金

3 受付期間

令和元年10月18日（金）から令和元年12月27日（金）まで

4 義援金の受け入れ口座

(1) 令和元年10月18日（金）から

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00120-6-363779	しずおかけんきょうどうほきんかいたいふうだい ぎょうさいがい 静岡県共同募金会台風第19号災害 ぎえんきん 義援金
ゆうちょ銀行の本・支店及び郵便局窓口での振込手数料は無料		

(2) 令和元年10月21日（月）から（予定）

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
静岡銀行	本店営業部	普通 1146785	しずおかけんきょうどうほきんかい 社会福祉法人静岡県共同募金会 さいがいくち 会長 ごとう やすお 災害口 後藤 康雄
静岡銀行の本・支店の窓口及びATMでの振込手数料は無料			

※上記以外の金融機関からの振込やATM等利用する場合、振込手数料がかかります。

※金融機関の振込金受領書等は、領収書の代わりとなり、「免税証明書」として寄付金控除申請の際にご利用いただけます。

5 義援金の配分

本会に寄せられた義援金は、静岡県が設置する義援金配分委員会において配分が決定され、被災市町を通して被災者へ配分されます。

6 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制上の優遇措置の対象となりますので、確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、別紙「領収書発行依頼書」（本会ホームページからダウンロード）に必要事項を記入の上、本会へお送りください。

後日、領収書を送付します。

【該当する税制優遇措置】

- ・所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第 37 条の 2 第 1 項及び同法第 314 号上の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

7 その他

救援物資・物品は取り扱いません。

8 この要綱は、令和元年 10 月 18 日から施行します。

【お問合せ先】

社会福祉法人静岡県共同募金会

〒420-0856

静岡県静岡市葵区駿府町 1 番 70 号

電話 054-254-5212 FAX054-254-6400

メール：22@shizuoka-akaihane.or.jp